

＜集会施設である近隣センターのあり方＞

我孫子市の集会施設である近隣センターは、まちづくり協議会や自治会、そして市民活動団体の活動の場であり、市民が協働を行うという公共を担っている地域の核としての施設です。

我孫子市の現状からみれば、大規模開発の前提となった人口増の時代は終わり、まさに人口減の時代に入ろうとしています。地域の高齢化が近隣の東葛飾 6 市で最も進み、地域の見守りや高齢者に対する新たな支援策として、各地域を基盤に活動している市民団体同士が、柔軟でかつ効果的に協働、支援が行える新たな体制整備が必要となっています。

その核となる中心的な場が近隣センターであり、まさに公共の拠点としてのあり方が問われています。近隣センターは、地域住民で組織したまちづくり協議会が管理運営を行っていますが、組織発足後 20 年経過する中で高齢化や意識の多様化がすすみ、まちづくり協議会の役割と位置づけが薄れてきています。そのため、新たなコミュニティの再構築が急務となっています。近隣センターの管理・運営手法も抜本的に見直し、変えていく時期になっています。

生活保護と自治体



長引く不況の影響で会社の倒産や失職を余儀なくされた家庭が増えており、生活保護費は年々増加する傾向が顕著になっています。我孫子市でも被保護世帯数は、平成 21 年度に 475 世帯であったものが平成 22 年度には 563 世帯へと急激に増加し、生活保護費も平成 21 年度当初予算は 10 億 7 千 1 百万円だったのが平成 22 年度当初予算では 13 億 1 千 3 百万円と 2 億 4 千万円も増加しています。この保護費は国が 3/4、自治体が 1/4 を負担する制度となっているため、市財政を圧迫する要因にもなってきました。

また、生活保護世帯の増加で自立支援を担うケースワーカーの負担も急激に重くなっています。我孫子市でも現在 5 人いるケースワーカーを平成 22 年度には 1 名増員、自立支援を行う嘱託職員も 2 名増員と、それぞれ増員することになっていますが、増え続ける生活保護世帯に追いつけていない状況です。

この背景には、ケースワーカーの「標準数」は一人当たり 80 世帯だったのが、社会福祉法（旧社会福祉事業法 2000 年に法名変更）への移行の際、法的義務から「目安」に変わったことで増員が後回しになったことが理由のひとつと考えられます。

いずれにしても、生活保護法は、日本国憲法第 25 条の生存権の理念に基づき日本国民であればだれでも最低限の生活を保障するものであり、そのためにはケースワーカーの標準数を一人当たり 80 世帯という法定に戻すことに加えて、国民への国の責務という観点からも国が根本の財政面については全面的に責任を持つべきだと私は思っています。

※生活保護法：日本国憲法第 25 条で保障された生存権に基づき、困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する法律です。

宏と語る小さな小さな
ティーパーティー開催中！
お気軽にお電話下さい。

行政相談もこちらへ！
ご意見をお待ちしています。

いんなみ ひろし
印南 宏
後援会事務局 7 1 8 4 - 2 8 6 0
自 宅 7 1 8 9 - 1 5 9 8
我孫子市布佐平和台 7 - 1 - 1 8
ブログ <http://hiroshi4649.at.webry.info/>
E-mail innami@mod.biglobe.ne.jp

ほっと Communication

印南 宏後援会 会報
2010. 3. 26 No.46

出会いと別れの季節

東京の桜も開花し、季節はまさに春。皆さん、いかがお過ごしでしょうか！！先日、出席をした中学校の卒業式で、ある男子生徒が、先生へ、心からの感謝の言葉を涙ながらに述べるシーンに今年も感動し、涙腺の年々弱くなっている私は涙を堪えることができませんでした。受難の時代だといわれていますが、私は、まさに学校の先生という職業は「聖職」であるといつも感じています。資源の乏しい我が国にとって、教育の充実なくして未来は存在しません。日本の将来のために、先生方と、一緒に頑張りたいと思っています。



鳩山内閣の半年間

今年は夏に参議院選挙が行われます。政権の安定を図るべき時であるのに、昨年、9 月に発足した鳩山内閣の支持率が当初 77% から、わずかに、半年間で 43% まで下落。戦後初の本格的な政権交代を果たした民主党への期待感、失望感へと変わりつつあるようです。その主因が「政治と金」の問題にあることははっきりしていますが、その他、回復が遅い日本経済の状況に対して遅々として進まない景気対策や、超氷河期の内定率に代表されるような雇用不安の未解消なども挙げられます。

その一方、事業仕分けや日米安保関連の密約資料公開などは政権交代の効果を発揮したことは評価されており、下がりつつある支持率を下支えしている構図になっています。

今後、「政治と金」問題や米軍普天間飛行場の移設問題の対応如何によっては大きく政治が動くものと思われれます。せつかく有権者の選択で実現した初の本格的な政権交代。是非、鳩山首相の強いリーダーシップで失望に終わらせないよう努めてほしいと願っています。



新年度がスタート！！

我孫子市の新年度予算を決定する3月定例市議会が23日に閉会しました。可決された一般会計は324億6千万円で、対前年度比1.7%の増額となっています。しかし、国の子ども手当創設による増額分が16億円以上含まれているので、実質的には3.5%の減額予算となりました。

これは、納税義務者が減少したことにより、全体の約55%を占める「市税」が前年度より5億円以上落ち込んでいることが、何といても大きな理由です。市は財源確保策として近隣センターの利用料などの「使用料・手数料」の受益者負担見直しによる前年度比約1千万円の収入増加や、人件費の抑制(※)等の支出削減を行いました。増え続ける生活保護費や福祉関連の「民生費」に対処するには抜本的な行財政改革を一層推進していくことが必要になっています。

※人件費の抑制

- 給料月額を2%引き下げ+期末手当の算定基礎額にかかわる加算割合を1/2引き下げ
- 職員一人当たりの年間引き下げ額
常勤一般職 △142～△397千円
常勤特別職 △465～△650千円
- 市議会議員
報酬月額 45万→44万円
期末手当 20/100⇒10/100 △200千円



3月定例市議会 主な内容

324億6千万円の新年度予算案や公共施設などの使用料見直しに関する改正条例、副市長や教育委員の任命など人事案件を含めて、40議案が審査され、可決されました。

請願・陳情では、改正貸金業法の早期完全施行を求める請願、住宅リフォーム助成の請願、UR(旧住宅都市整備公団)賃貸住宅の居住の安定を求める請願、慰安婦問題の早期解決を求める意見書提出などが可決されました。

予算案審議においては、一般会計の収入が景気の悪化による所得減や団塊の世代の退職などによる個人市民税が今年も約5億円の減となることになりました。市は「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づき、施設利用や証明書発行など特定の行政サービスについて、大規模な使用料、手数料の見直しを行なう議案を提出、可決されました。

※請願 「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」を可決！

印南 宏は所属する環境生活常任委員会でこの請願に対する賛成討論を行いました。

◆*****◆

宏と語る小さな小さなティーパーティーのお知らせ

「これで良いのか、我孫子市は」の視点で、意見交換をする和やかなティーパーティーです。

どうぞ、みなさま奮ってのご参加をお待ちしております。

- ◆日時：平成22年4月24日(土) 午後6時～7時30分位
- ◆場所：布佐南近隣センター(富士の間)
- ◆その他：参加費無料・事前予約等不要です。



◆*****◆

宏はこう考える！<受益者負担の見直しについて>

昨年5月に提出された「受益者負担のあり方に関する基本方針」は、市民の皆様が受益者負担を求める場合、負担基準の明確化に向けた基本的考え方の整理やそれに基づく負担額の設定根拠・基準を明確にすることを目的とした基本方針です。使用料、手数料、負担金等の見直しは、市民の皆様が大きな負担を求めることとなりますから、私は過去の議会で受益者負担のあり方については十分に市民の皆様が理解を得る方法・期間をとるように強く要望をしてきました。

受益者負担の見直しについて私の基本的な考えは大きく2点です。

①負担増は市民サイドの視点で！

市民の皆様が税金で建設され運用・管理している諸施設、そして、さまざまな公的なサービスは、行政サイド、執行部からの「お上」の視線で考えるのではなく、納税者である市民サイドの視点で負担のあり方を考えるのが基本だと考えています。<厳しい経済状況=市民負担増ではない。>

②負担増の決定は最後の手段！

現在のような厳しい景気の後退、高齢化の進捗で発生している税収の減を、単純に使用料・手数料・負担金等の増額で補填するなどの市民の負担増に転嫁するのではなく、徹底した行政コストの軽減策に努め、業務の効率化を行い、施設ならば運営手法の見直しなど改善を行った後に、最後の手段として負担増としなければならないと考えています。

<問題点・課題>

今日まで、一連の受益者負担のあり方、見直し過程で、明らかになったことは…

- ・公共とは何なのか
- ・当市における発展途上ともいえる使用料のあり方
- ・それぞれの施設が持つ目的にあった使用料になっているのか
- ・目的の異なった施設に基本方針で示された一律の「原価計算方式」で良いのか
- ・そもそも受益者とは何か広く一般市民が受益者になっているケースにどのように対処するのか
- ・減額、免除基準の明確化が公平にされているのか
- ・激変緩和の措置は(負担額の改定年度10年未満、以上で2倍～3倍程度)適正となっているのか、声の大きいところや組織的に強いところが大きく緩和されていないか
- ・概ね4年単位の定期的な見直しの考え方で良いのか

など、多くの意見・疑問が出てきました。

私は、「受益者負担のあり方に関する基本方針」そのものを見直す必要があると考えています。



♪ 是非、ご覧下さい!! ♪

◆印南宏が代表を務める

「あびこ21」ホームページ

<http://abiko21.exblog.jp/>

◆我孫子市公式ホームページ

<http://www.city.abiko.chiba.jp/>

